

## 平成24年度第1回京都市産業廃棄物3R推進協議会 摘録

- 1 日 時 平成24年8月8日(水) 午後2時30分～午後4時30分
- 2 場 所 社団法人京都銀行会館 6階ホール
- 3 出席委員 新井委員※, 井上委員※, 木原委員, 黒坂委員, 郡嶋委員, 高木委員, 高橋委員, 檀野委員, 近本委員, 外池委員, 福岡委員, 細木委員, 山田委員※  
※新井委員は新任, 井上委員は岩田委員の後任, 山田委員は越智委員の後任として, それぞれ今回から参加

### 4 議事内容

#### (1) 平成23年度協議会における協議状況

資料2に基づいて事務局から説明があり, 委員から特に発言はなかった。

#### (2) 平成24年度協議会の予定

資料3に基づいて事務局から説明があり, 委員から特に発言はなかった。

#### (3) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の進捗状況

##### ア 各施策の取組状況

資料4に基づいて事務局から説明があった後, 次のような意見交換が行われた。

委 員: 排出事業者に対する立入指導についてだが, 一見して産廃かどうか判別の難しい場合も多い。そのような場合の指導方法は明確になるのか。摘発することが目的なのか, 新しく創設される認証制度に絡めていくのか, 決まっていることがあれば教えてほしい。

事 務 局: 例えば摘発することも1つの方法だと思う。指導や啓発には様々なやり方があり, 実際に現場に行って状況を見ながらの指導もあれば, 分かりやすいチラシやパンフレット等を用いる方法もある。

様々な手法がある中で, 何を誰に対してどの場面で行うのが有効かを考えていきたい。

委 員: マニュアルの作成とあるが, 今までやってきた知識や経験をQ&Aにまとめるなどして, 統一的な基準を設け, 誰が指導に行っても同様の指導ができるようにするのか。

事 務 局: そういうものになると思う。

委 員: 指導もマニュアルも, 基本的にはコンプライアンスが中心になってくると思う。しかし, コンプライアンスだけにとどまらず, 更にビヨンド・コンプライアンスに誘導していくことも重要になる。また, 指導に行っても法令違反を指摘するだけでなく, 違反をする前に芽を摘んでいくようなことも必要になる。そういう観点もマニュアルに入れてほしい。

委 員: 今でも様々な啓発事業をしてもらっているが, 環境教育というからには幼稚

園から大学に至るまでの具体的なカリキュラムを組めないか。

例えば中学校では、環境に関することは総合学習や家庭科の時間に組み込まれている。小中学生向けに副読本も作成されているということなので、それはもっと活用されるべきである。また、先生によっても取り扱い方が変わる。熱心な先生だけということではなく、全ての学校で全ての先生に取り組んでもらえるようにできないか。

事務局：確かに環境教育は大事だと思う。しかし、環境の分野は広く、子供たちが学ぶべきことは多い。環境教育全体の中で産廃が占めるポジションはどの程度がよいのかは考えなければならない。

委員：一般家庭や子供への啓発は大切である。今回の夏休みエコバスツアーに生ごみのリサイクル施設を組み込んでもらっているが、これは市のバイオマス基本構想との整合性も取れている。

検討しなければならないのは、学校や先生によって取り扱いが違うということ。ドイツで行われているような教師や企業の経営者、環境部門担当者等を対象にしたセミナーを、3R支援センターと一緒に行うのもよいのではないか。教育する側や経営者側に対する啓発も考えてはどうか。

委員：3R支援センターの事業として、排出事業者に対する3R推進のアドバイスや産廃に関する情報提供等を実施している。また、啓発冊子の作成も進めている。これらの事業は市とも連携して行っており、今後も更に連携を深めて事業効率を高めていきたい。

#### イ 「産廃排出事業者認証制度（仮称）」の創設

資料5に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：3Rの取組に関する評価項目に社員教育の有無を入れてはどうか。社員に対して3Rに関する研修をすとか、社員に3R検定合格者がいるというのもよいのではないか。経営者だけでなく、社員1人1人の意識が大事だと思う。

委員：法令遵守は全国共通だが、この認証制度は京都市が創設する制度なので、京都における適正処理や京都における3Rということを考えなければいけない。京都からごみを追い出してしまえばよいということではなく、域内の循環といった視点が必要ではないか。KESも京都での認証制度として普及しており、その辺りは考慮してほしい。

事務局：京都ならではの視点、京都で何ができるのかということは大事だと思う。

委員：企業の環境への取組はかなり進んでいるが、環境担当部署に任せきりで、全体としての社内教育がされていないというのでは問題である。ISO14001でも同様の問題が指摘されている。

また、再資源化を推進しても、遠方に持って行けば、二酸化炭素の排出量を増やして運搬することになる。できるだけ市内で小さい循環の輪を描く方がよい。

議論を進めるためにも、もう少し制度の狙いを明確化する必要がある。手法としては大きく2つの方向性があり、基準を下げることによって多くの事業者を認証するのか、基準を上げてトップランナーだけを認証するのかということ

である。環境負荷を減らすことを考えると多くの事業者が対象の方がよいが、そうすると中には基準に満たない事業者のただ乗りの行為が出てくる。逆にトップランナーだけを対象にすると、選ばれた先進的な企業のみとなるが、環境負荷の減少は少なくなる。

メリットについても、トップランナーだけを認証するとエコブランド化することができるので、名声が上がり、特定の企業にはメリットに繋がる。多くの事業者を認証すると差別化ができないので、何らかの規制緩和や料金的なメリット等がないと、取り組んでももらえないかもしれない。

委員：産廃の排出事業者は市内に何社あって、その中で頑張っている事業者はここで、頑張っていない事業者はここだというのが見えてこない、やる気のある事業者だけ認証を受けるというのでは、既存の制度と変わらない。例えば5つ星とか、星ゼロというように、全員参加という形にしないとうまくいかないのではないか。全員参加を求められるかどうかは難しいとは思いますが。

アンケート結果の見方について、廃棄物管理の担当課や担当者を設置している事業者が比較的多いということだが、そういう事業者だからこそ早期に回答してくれていると見るべきである。

また、アンケートの送付対象はマニフェスト交付等状況報告書を基にしているということだが、飲食店や小売店等は、機器の入れ替え等で臨時的に排出した産廃を報告した事業者も多いのではないか。例えば、日常的に排出されるペットボトルも法的には産廃になるが、一廃として処理されている実態も多いと思われる。優良と認証する一方で、産廃の適正処理がなされていないということにならないよう注意が必要である。

これは要望になるが、上下水道汚泥については発生抑制が困難との説明があったが、発生量はかなり多いので、上下水道局の事業場ごとにでも認証制度に参加させるべきである。

委員：この制度が全体のボトムアップを図るものか、トップランナーだけを認証するものかによって、内容がかなり違ってくる。ボトムアップを図るなら、強制的に全員参加をさせなければならないし、その中で例えば星の数等で競争させる形を作らなければならない。応募によってというだけでは意味が薄れてしまう。そうであれば、トップランナーだけを対象にする方が、制度としての価値が出てくるかもしれない。

委員：星の数で競争させるということだが、1つ星の事業所が法的に悪いことをしているわけではない。1つ星も5つ星もその点は同じなので、星の多い事業所によりインセンティブ、優遇措置があるという形にしてはどうか。

委員：段階を設けるということになる、京都府の「エコ京都21」にかなり似てくる。星のない事業者には指導や啓発を行い、星のある事業者にはインセンティブを与えようということも考えられる。単に評価したというだけでは、政策的に誘導していくことは難しい。ある意味「ニンジンとムチ」のある制度とする必要がある。

委員：会社に環境部門の担当者がいるかどうかは重要である。既に様々な報告・提

出物があるのに、インセンティブの明確でない制度には関心を示してもらいにくい。また、制度として分かりやすくしないと、担当がいなければそもそも理解すらしてもらえない。

認証制度としては、他の制度との住み分けを図るということだが、いっそのこと他制度との統廃合を考えてもよいのではないか。

委員：できるだけ簡単なものにしてほしい。

委員：複数の報告・提出物を作成しなければならないというのでは、担当者がいないと確かに厳しい。やはり、何を狙っているのかということを確認する必要があるし、ペーパーワーキングを少なくすること、手続の簡素化も重要である。

事業者になると、今までの環境への取組の中で、ごみ処理費や電気料金が削減される等のメリットがあったが、そこで止まってしまっている。何とかそこを突破してもらうためには、認証するだけでなくメリットがないとうまくいかない。環境負荷の低減は社会貢献であるという企業はそれだけでもよいかもしれないが、やはりメリットを明確にして企業に示す必要はある。

委員：例え話だが、電子マニフェスト制度というものがある。これは、紙のマニフェストに代わり、全て電子化されていて便利な制度ですよということになっている。しかし、現場からは、「かえって手間がかかる。」、「作業員が運転中に携帯電話を操作するので非常に危ない。」といった声が多数ある。大手企業は対応させているが、実態としては問題のある制度だと言える。認証制度も同じようになる危険性をはらんでいるので、より簡素化された分かりやすい制度にするべきだと思う。

委員：確かに電子マニフェスト制度については様々な問題点が指摘されており、事業者が無駄な制度であるという評価をしている場合も多い。認証制度はそうならないようにする必要がある。

委員：アンケートについてだが、廃プラについては産廃の意識で書かれているのか、一廃の意識で書かれているのかが微妙である。また、結果をよく分析して、適正処理や3Rの推進に活かしたうえで、認証制度にもうまく取り込んでもらいたい。

事務局：現時点では簡易集計だが、最終的にはしっかりした分析を行うので、そこから見えてくるものはあると思う。一方で、アンケートの送付対象は、マニフェスト交付等状況報告書を提出している事業者であり、比較的コンプライアンスの意識の高い事業者が対象になっていることも考えられるので、このアンケートが排出事業者全体の状況を表しているわけではないと思う。

廃プラに対する意識は、このアンケート結果だけでは実際の状況までは見えてこないと考えている

委員：コンプライアンスの意識が高い事業者が多いというが、一方で疑問に思う部分もある。例えば、処理委託した廃棄物が不適正処理された際の排出事業者責任に関して、多くの事業者が責任はないと回答している。このような結果を見ると、まだまだ意識が高いとは言い切れない状況もあると思う。この辺りはしっかり分析してもらいたい。

委員：必ずしも意識の高い事業者ばかりではないのか、意識の高い事業者でも、まだまだ認識が足りていないのかという判断は難しいところである。

認証制度については、今後、議論を深めていかなければならない。次回の協議会では、より具体的な案を事務局から示してもらいたい。また、他に意見がある委員は、本日以降は事務局に直接連絡していただきたい。

#### (4) 次回の協議会の日程

次回は11月頃の開催とし、「産廃排出事業者認証制度（仮称）」等について協議することとなった。